

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

障がい児通所支援事業所等の管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指定係)

令和 6 年度報酬改定に伴う加算届出書について

平素より、本県障がい福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、こども家庭庁から連絡があり、別紙のとおり新様式が示
されましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、事業所に必要な届出に留意のうえ、郵送により 4 月
30 日（火）必着で提出してください。

また、加算の算定に伴う必要添付書類については、各届出書様式に備考とし
て記載されておりますのでご確認ください。

なお、児童発達支援センターにつきましては、中核機能強化加算対象及び中
核機能強化事業所加算の対象となるかの判断を市町村が行っております。市
町村からの了承等が必要になってくるため、届出前の確認をお願いいたしま
す。

・ 提出必要書類

給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第 1 号）

体制状況一覧表（別紙 1 もしくは別紙 2）

勤務形態一覧表（別紙 3）

取得予定の加算届出様式

加算算定に伴う必要書類一式（加算届出様式記載の備考要確認）

・ 今回は多くの事業所から届出があることが見込まれます。短期間の処理と
なるため、早期の届出書提出にご協力ください。

・ 提出が期限間近になるにつれ確認作業が間に合わなくなることが想定され
ます。誤った算定区分による届出でないか内容を十分に確認していただくよ
うお願いいたします。

・ 届出内容の確認が不十分なまま請求が行われると、過誤調整が生じる場合
がありますので、ご承知おきください。

※質問について

障がい福祉サービス等の問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率
的な事務処理を図るため、原則として、基準等に関する県への質問は福岡県簡易電子申

請システムにより受け付けます。これに伴い、電話による問い合わせは控えていただくようお願いいたします。

なお、加算算定要件に関する質問については、電話、電子申請システムいずれの場合も4月30日までの回答はお約束できませんのでご了承ください。

【質問提出先】

トップページ > テーマからさがす > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス事業所 > 障がい福祉サービス等に関する質問受付について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaisabisusitumon.html>

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係 TEL:092-643-3312 FAX:092-643-3304
